

# 鳥取縣公報

昭和二十一年六月廿九日 金曜日

## 告示

### ◇鳥取縣告示第二百四十七號

本縣ニ於テ生産セル菅笠、田蓑等集荷配給統制要綱左ノ通定ム

昭和二十年六月二十九日

鳥取縣知事 高橋庸彌

鳥取縣菅笠、田蓑等集荷配給統制要綱

第一 菅笠、菅又ハ田蓑（以下菅笠、田蓑等ト稱ス）ノ集

荷配給ハ本要綱ノ定ムル所ニ依リ統制ヲ行フモノトス

第二 縣内ニ於テ生産セル菅笠、田蓑等ノ集荷配給ハ縣ノ指定シタル場合ヲ除クノ外縣農業會ニ於テ之ヲ行フモノトス

トス

第三 市町村農業會ニ非サレバ生産者ヨリ菅笠、田蓑等ヲ買受ケ若クハ譲受クルコトヲ得ナルモノトス

